

R05 熊情審第 000052-2 号
令和 6 年 1 月 1 6 日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会
会長 西野 弘一

答申書

情報公開条例（平成 10 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、熊取町長から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

熊取町長は、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊総第 3 4 8 0 号により行った情報不存在決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、条例第 5 条第 1 項の規定により、令和 4 年 1 2 月 1 5 日に、熊取町長に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- ・ 文書取扱規程に規定する永年保存の文書を紛失または同規程の規定に基づかずに廃棄した文書の情報がわかるもの。なお、文書自体は存在しないため、文書名等文書の一部でもわかるもので事足りる。

2 本件処分

熊取町長は、本件公開請求に対し、条例第 11 条の規定により本件処分を行い、令和 4 年 1 2 月 2 8 日付 4 熊総第 3 4 8 0 号で審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 3 月 1 3 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）により、熊取町長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、以下の理由から、「告示台帳」もしくは「理由説明書（令和4年2月15日付け3熊保育第2759号）」が該当するものと考え、本件処分を取り消し、改めて公開の決定を求めるというものである。

- ・個人情報保護規則第5条の規程による告示を条例制定当時に告示した情報の所在が現在不明であること。
- ・当該告示については、3熊保育第2759号で「告示を行っている」と断言していること。
- ・告示を行った文書の保存期間は文書取扱規程で永年保存であると定められていること。
- ・告示を行ったにもかかわらず、告示台帳に記載しないことは考えられないこと。

3 熊取町長の弁明に対する反論

公開請求に係る情報が「紛失または不適切に廃棄された文書が明記されている文書に限られるのか否か」ではなく「明記されている文書に限られているものではない」と主張する。情報公開請求書においても明記された文書に限定して情報公開請求を実施しておらず、「文書の一部でもわかるもの」という表記にすることで、意思を明確にしている。

また、情報の特定の場においても町職員から「明記されている文書のみが公開の対象となる情報である」との趣旨の説明は受けていない。

文書取扱規程別表第1に規定されているとおり、告示をおこなった文書は永年保存文書であるが、当該告示に関する文書を熊取町は保有していない。

第4 熊取町長の主張

熊取町長が、情報不存在決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

以下のとおり、妥当であるとの裁決を求める。

2 審査請求に対する弁明

(1) 永年保存の文書を紛失または廃棄した文書の情報がわかるものについて

永年保存文書の紛失または廃棄した文書については、文書取扱規程第39条に規定する保存文書の紛失及び汚損にかかる手続きを行った文書が存在しないことを確認している。また、永年保存文書を紛失または廃棄した保存年限等に従わずに廃棄してしまったことを記録した文書が存在するか庁内に確認したところ、すべての課から存在しないとの回答を得ている。

(2) 審査請求人が主張する告示台帳及び3熊保育第2759号の文書について

審査請求人は告示台帳及び3熊保育第2759号が、紛失または廃棄した情報がわかるものに該当する旨を主張するが、両文書ともに永年保存文書を紛失または保存年限等に従わずに廃棄したことの具体的な記述はなく、審査請求人が主張する情報公開の対象とはならないものとする。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、条例第6条及び第7条において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、熊取町長の公開義務を免除している。もちろん、この条例第6条及び第7条が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する住民の権利を十分尊重する見地から、公開するか否かの判断を厳正にしなければならない。

なお、当審査会は、熊取町長が行った事務が適切であるか否かを判断するところではない。

2 争点について

審査請求人は、熊取町長が3熊保育第2759号で、条例制定当時の告示を行っている、と断言していること、当該告示に関する情報の所在が不明であること、告示文書の保存期間は永年保存であることなどから、公開請求した情報については、「告示台帳」又は「3熊保育第2759号」が該当すると主張している。

一方、熊取町長は、公開請求された情報について、永年保存文書を紛失した際に総務課長に提出する始末書が存在しないこと、庁内照会の結果すべての課から存在しない旨の回答があったこと、審査請求人が「告示台帳」又は「3熊保育第2759号」と主張する件については、両文書とも永年保存文書を紛失または保存年限等に従わずに廃棄したことの具体的な記述はなく、審査請求人が主張する情報公開の対象とならないことを主張している。

以上の点から、「告示台帳」又は「3熊保育第2759号」が審査請求人が請求した情報に該当するか否かが争点である。

3 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、文書取扱規程に規定する永年保存文書を紛失または同規程の規定に基づかずして廃棄した文書の情報が分かるものである。

情報公開制度における情報公開の決定にあたっては、請求人から公開請求された情報を町が保有しているか否か、保有している場合は、当該情報が公開することができる情報か否かを判断して行うものである。

また、情報公開制度においては、熊取町の事務の適否の判断又は事務処理の事実関係を明らかにすることが情報公開の前提となるような情報公開請求がなされた場合においては、情報公開審査会は、熊取町の事務の適否の判断又は事務処理の事実関係を明らかにすることが困難であるため、情報の特定を行うことができないものと考えられることから、公開請求された情報がそのような内容であった場合は、熊取町は、請求人に対し情報の特定を確実にできるよう、請求の内容について補正させることが必要である。

それを踏まえた上で、審査請求人は、特定の文書が本件対象文書に該当するものと主張するが、熊取町長は、審査請求人が公開請求した情報について、該当する情報があるか否かを全課に照会し、該当する規程はないという結果となったこと、他に紛失・廃棄したことがわかる記載がある文書が存在しないことをもって、情報不存在決定の処分を行ったとの主張は、合理性

があると判断する。

そのため、不存在決定は、妥当である。

なお、当審査会は、審査請求人が主張する熊取町長が3熊保育第2759号で条例制定時に告示を行っているとして説明したものの当該告示に関する情報の所在が不明であることなどをもって、永年保存文書の紛失または廃棄がわかるかどうかを判断するところではない。

4 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年 3月27日 諮問書の受理
- ② 令和5年 4月24日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和5年 7月31日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和5年 8月28日 審議（審査請求人、熊取町長の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和6年 1月16日 熊取町長へ答申

第7 審査会委員

熊取町長の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏 名	役 職 名	備 考
西野 弘一	弁護士	会長
清弘 正子	大学准教授	副会長
橋本 匡弘	弁護士	
片山 直子	大学教授	
松本 淳	大学院教授	